

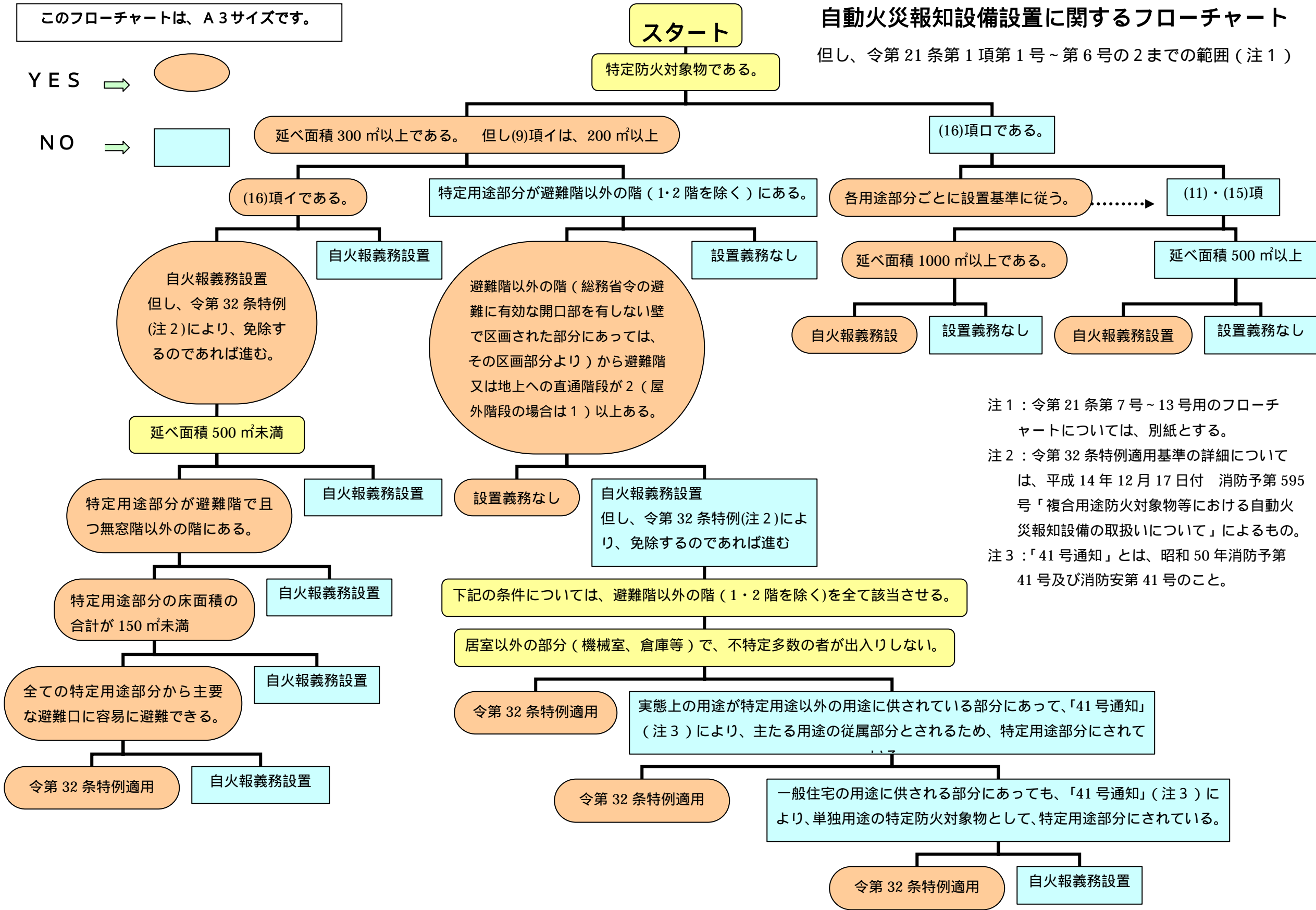
このフローチャートは、A3サイズです。

YES → ○

NO → □

# 自動火災報知設備設置に関するフローチャート

但し、令第21条第1項第1号～第6号の2までの範囲（注1）



注1：令第21条第7号～13号用のフローチャートについては、別紙とする。  
 注2：令第32条特例適用基準の詳細については、平成14年12月17日付 消防予第595号「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて」によるもの。  
 注3：「41号通知」とは、昭和50年消防予第41号及び消防安第41号のこと。